

平成二十三年総務省令第二十四号

第二種指定電気通信設備接続会計規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 資産及び負債・純資産（第七条）
- 第三章 費用及び収益（第八条）
- 第四章 接続会計報告書等の公表等（第九条）
- 附則 第一章 総則

（目的） 第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「事業会計規則」という。）において使用する用語の例による。（遵守義務）

第三条 事業者は、この省令の定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受け、この省令の規定によらないことができる。（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）

第四条 事業会計規則第五条第一項前段の規定は、事業者に準用する。この場合において同一の規定の原則に従わなければならない。（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）

第五条 第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第一による個別注記表、別表第二による接続会計報告書並びに別表第五による賃料整理書）

（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）とあるのは、「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。

（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

それぞれの事業の勘定の勘定に整理しなければ整理しなければならない。

（計算結果証明）

この省令は、接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人に

（会計記録の保存）

（平成二十二年法律第六十五号）第五条中法第

三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施

ただし、事業者の事業年度の中途に総務大臣が

法第三十四条第一項の規定により指定を行つたときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設

備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に終了する事業年度から適用する。

（会計記録の保存）

（平成二十四年四月一八日総務省令

（施行期日）

（経過措置）

（この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の施行の日前に開始した事業年度に

係る財務諸表及び接続会計財務諸表について

は、この省令の施行後も、なお従前の例によ

ることができる。

（計算結果証明）

この省令は、接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人に

（会計記録の保存）

（平成二十四年四月一八日総務省令

（施行期日）

（経過措置）

（この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の施行の日前に開始した事業年度に

係る財務諸表及び接続会計財務諸表について

は、この省令の施行後も、なお従前の例によ

ることができる。

「新接続会計規則」という。()の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の一例による。ただし、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新接続会計規則の規定を適用することができます。

附
照
令和元年六月二日
總務省令第

2

附 則（令和二年一月十九日総務省令第一〇三号）
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

第一〇三課

号

この命令は令和五年六月一日から施行する。

十一
（總二）

三

第一條 この省令は電気通信事業法の一部を改正する法律(次条第五項において「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月十六日)から施行する。

第九九号)
抄

3

第一條 一二の留命書、公示の日から施行する。

第三條

この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

別表第一
(第5条及び第6条関係)

事務用	書類番号	年月日	年月日
1 課題の提出			
2 審査会に向けた公表の実施に関する記述			
3 合規会議の開催と記述			
4 会員上の問題に対する対応と記述			
5 運営会議の開催と記述			
6 個別会議の開催と記述			
7 総会の開催と記述			
8 調査会議の開催と記述			
9 組合員会議の開催と記述			
10 会員問題に関する対応と記述			
11 会員登録会議の開催と記述			
12 黄金規範に関する記述			
13 会員登録に関する記述			
14 開業申請事項と会員登録に関する記述			
15 会員登録に関する記述			
16 会員登録に関する対応と記述			
17 会員登録会議の開催と記述			
18 会員登録に関する記述			
(備考欄)			
① 会員登録申請者から会員登録を承認して下さい。	□		
② 会員登録申請者を下記にて、会員登録44件の3件に該当するものとし て記入して下さい。	□		
3件相当の会員登録申請者を記入して下さい。その3件は、 会員登録申請者と会員登録申請者とが同一人物であることを示す記述	□		

21. 本益通算に関する記述は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該実績から生ずる収益を認識する場合におけるものに関する事項とする。

① 当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく生産の内容
② その他の顧客との取引を説明する過渡のもの

22. その他の記述は、3年またはそれより長い期間のもの。貸借対照表及び貸借計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するための重要な事項とする。

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

別表第三 移動電気通信役務收支表の様式（第5条及び第6条関係）

別表第四（第5条、第9条及び第10条関係）

別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条）
及び第10条関係)

- 1 配試整備者の紹介及び入手方法
- 2 第二種試験電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に間に取得すべき金額の、原資及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額
- 3 特に重要な費用の配試基準の説明
- 4 用語解説
- 5 その他

別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）
役務別固定資産整理表

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

記載する上位目

- 「主要な資本取引の回収資産項目」の欄には、各回収資産について具体的な内容が分かれるように別枠に列挙すること。
- 「当該回収資産額を直観している電気送信網別の例」の欄には、官営伝送路又はデータ伝送網のいずれかを記載すること。
- 全ての回収資産分について、本様式及び様式第3の各種に記載する主要な回収資産項目の箇頭の合計額が、当該主要な回収資産項目を組成する回収資産分区分額の二分の二以上となる

様式第3 主要な配賦対象の認定資産項目

(実施上の留意)

- 1 「上級会員基準の認定資格項目」の欄には、各会員資格について具体的な内容が分かるように記入を列挙すること。
- 2 「当該認定基準を採用する理由等」の欄には、当該認定基準を採用する理由、当該認定基準の趣旨及び各会員資格別に記載すること。
- 3 全ての認定資格区分について、従事第2及び第3会員の各種に記載する主要な認定資格項目の箇目の開示額で、当該主要な認定資格項目が構成する認定資格区分全額の三分の二以上となるようにすること。

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式
(第5条及び第10条関係)

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式 (第5条及び第10条関係)

事業者名 総業年間 月 年 月 日
年 月 日

株式会社

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務		
	音声伝送役務	データ伝送役務	合計
音声し てはいる りに付 けられ る場合	高音 音量 音質 音色 音量 音質 音色 音量 音質 音色	高音 音量 音質 音色 音量 音質 音色 音量 音質 音色	高音 音量 音質 音色 音量 音質 音色 音量 音質 音色
施設保全費			
施設運営費			

株式会社

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務		
	主要な直通料 金の費用項目	当該費用項目 の構成 (単位：円)	当該費用項目 を構成してい る複数の費用 項目の構成 割合
施設保全費			
施設運営費			

株式会社

(単位：円)

（注）上記の内容
1. 「主要な直通料金の費用項目」の欄には、各費用について共通的な内訳が分かれるとよに記載
に特徴すること。
2. 「主要な直通料金の費用項目」の欄には、当該費用項目を構成する費用、当該費用項目
を構成していない費用を記載すること。

3. いざれの費用区分についても、本様式及び別表第3の各欄に記載する主要な費用項目の費用
の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分の他の二箇所となるよう記入すること。

株式会社

(単位：円)

役務の種類	主要な光契約料金の費用項目		
	主要な光契約 料金の費用項 目	当該費用項 目の構成 (単位：円)	当該費用項 目の構成 割合
施設保全費			
施設運営費			

株式会社

(単位：円)

（注）上記の内容
1. 「主要な光契約料金の費用項目」の欄には、各費用について共通的な内訳が分かれるとよに記載
に特徴すること。
2. 「主要な光契約料金の費用項目」の欄には、当該費用項目を構成する費用、当該費用項目
を構成していない費用を記載すること。

3. いざれの費用区分についても、本様式及び別表第3の各欄に記載する主要な費用項目の費用
の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分の他の二箇所となるよう記入すること。